

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：独立行政法人労働政策研究・研修機構)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由(具 体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	ILO駐日事務所 東 京都渋谷区神宮前5 - 53 - 70 国連 大学本部ビル8階	「アジア労働問題研究機 関ネットワーク」プログ ラム実施に係る国際 (ILO)との合意書締結及 び経費の支出	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	4,994,148	随意 契約	本事業は、アジア・太平洋地域の 15カ国の研究機構と一定の研究 テーマを設定して国際的共同研究を 実施し、これらの研究機構の研究能 力の向上を支援するとともに、構築 したネットワークを当機構の研究活 動に役立てることを目的として、 ILOアジア太平洋総局と共同で実施 するものである。については、平成1 8年度もILOとの共同事業として実 施するため。(会計規程第41条第4 項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
2	SAS Institute Japan 株式会社 東京都中央区勝どき 1-13-1	平成18年度におけるSA S(統計パッケージ)の 使用継続	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	3,995,460	随意 契約	SAS Institute Japan 株式会 社は、当該ソフトの独占販売元のた め(会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
3	あずさ監査法人 東 京都新宿区津久戸町 1-2	会計監査等業務の委嘱	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年12月21日	6,300,000	随意 契約	独法初年度から委託しており、当機 構の業務内容及び経理手法を熟知し ていることから、同一中期計画期間 内においては、同一業者に委託する ことが業務がスムーズに行えるた め。(会計規程第41条第4項)	その他	企画競争を実施 (19年度契約から)		
4	エス・ピー・エス・エ 株式会社 東京都渋谷 区広尾1-1-39恵比 寿プライムスクエア7-10F	平成18年度におけるSPSS (統計パッケージ)の使用継続	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	8,685,600	随意 契約	エス・ピー・エス・エ株式会社は、当 該ソフトの独占販売元のため(会計規 程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
5	オスカー・ジャパン 株式会社	労働政策研究報告書(サ マリー) 38・40~57・ 60・61・63~66の英訳	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年8月1日	4,140,675	企画競争	企画競争による決定 (会計規程第41条第4項)	その他	企画競争を実施 (継続)		
6	オスカー・ジャパン 株式会社 東京都武 蔵野市西久保1-3-12 オケビル5F	Japan Labor Review の 翻訳業務	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	3,465,000	企画競争	企画競争による決定 (会計規程第41条第4項)	その他	企画競争を実施 (継続)		
7	ジョンソンコント ロールズ株式会社 東京都渋谷区笹塚1- 50-1 笹塚NALビル	労働大学校空調自動制御 機器の定期点検保守	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	2,331,000	随意 契約	当該機器の製造元であるため(会計 規程第41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札に移行 (20年度契約から)		
8	ジョンソンコント ロールズ株式会社 東京都渋谷区笹塚1- 50-1 笹塚NALビル	平成18年度空調用自動制 御機器の保守	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	3,045,000	随意 契約	当該機器の製造元であるため(会計 規程第41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札に移行 (20年度契約から)		
9	セコム株式会社 東 京都渋谷区神宮前1- 5-1	平成18年度夜間警備業 務の委託	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,554,588	随意 契約	セコム株式会社製の機械警備設備機 器を設置しているため(会計規程第 41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札に移行 (20年度契約から)		
10	センチュリー・リー シング・システム株 式会社 東京都港区 浜松町2-4-1 世界 貿易センタービル 9F	データベースサーバ等 (SunFireTM280R他)の 賃貸借及び作業用端末等 (FMV-6500CL4他)の保 守	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,231,329	随意 契約	リース契約のため (会計規程第41条第4項)	その他	19年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの (19年6月リース期間満了)		

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部署 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由(具 体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
11	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル 9F	平成18年度役員用パソコン、サーバ、プリンタ等(FMV-6000SL他)の賃貸借及び保守(再リース)	(独)労働政策研究・研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	9,407,160	随意契約	センチュリー・リーシング・システム株式会社との再リース契約のため(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札に移行 (19年度契約から)		
12	みずほ情報総研株式会社 東京都江戸川区西葛西3-22-36	「ビジネス・レーパー・モニター調査」用インターネット調査システムの利用	(独)労働政策研究・研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	2,520,000	随意契約	平成15年度において汎用WEBアンケート構築/集計システム「e-リゾ」を選定し、みずほ情報総研株式会社と契約を締結した。モニターに対して同システムを利用して回答を得ていることから、モニターの利便性及び調査等の作業効率の観点から同社のシステムを採用することが有効であるため(会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
13	レクシスネクシス・ジャパン株式会社 東京都世田谷区太子堂4-1-11 1F	平成18年度における外部オンラインデータサービス(LEXIS・NEXTIS)の利用継続	(独)労働政策研究・研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	2,211,300	随意契約	現在加入しているレクシスネクシス・ジャパン株式会社のデータベース(DIALOG)は、国内外の記事・文献検索、海外の判例・法令検索を中心に配信され、他にはない独自の機能、サービスをもち利用価値が高いため(会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
14	井口寛二法律事務所 東京都千代田区神田駿河台3-7百瀬ビル 3F	平成18年度法律顧問契約	(独)労働政策研究・研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,260,000	随意契約	平成17年度の当機構の顧問弁護士業務を委託したことから当機構の実情を熟知しているため(会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
15	株式会社インテージ 東京都千代田区神田練馬町3番地インテージ秋葉原ビル	研究活動記録システムの改修作業の実施	(独)労働政策研究・研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成19年1月4日	4,672,500	随意契約	当該システムは、平成15年度において株式会社インテージが開発したものである。今回の委託内容は、これまでに開発したシステムの機能追加及び修正作業であり、当該システムを熟知している同社に委託することが、効率的、経済的である。(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行 (次回改定の必要が生じた契約年度から)		
16	株式会社エヌ・エヌ・エー 東京都港区高輪2-14-17 グレイズ高輪ビル9階	平成18年度NNA提供会員制情報WEBページの閲覧および利用	(独)労働政策研究・研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,708,560	随意契約	株式会社エヌ・エヌ・エーが提供する会員制WEBページは、アジア、欧州各地の経済、金融、市場、企業、社会情勢、安全、生活等の最新情報が掲載されている特色があり、海外の労働情報収集事業に際し有用情報の提供を受けられること。また、キーワード検索が容易であり、当該WEB情報を海外労働情報HP等に転載することで、閲覧者への利便性も高いため(会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
17	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	「キャリア・インサイトD版」の試行運用実験の継続	(独)労働政策研究・研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,535,625	随意契約	株式会社NTTデータは、平成16年度に企画競争により決定した業者である。試験運用を実施している対象施設は、通常業務として職業相談を実施している機関であり、業務に支障がないようにするためには、不具合が生じた際は、その原因を調べ、速やかに対応できるデータ版を開発しプログラム等の内容について詳細に理解している同社しかできないため(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	企画競争を実施 (20年度契約から)		

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部署 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由(具 体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
18	株式会社エヌ・ ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3- 3-3	図書管理システム(NALIS)の保守について	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,549,800	随意 契約	当該ソフトウェアの開発元のため (会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行 (準備期間を経たのち22年度契約から)		
19	株式会社エヌ・ ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3- 3-3	「キャリア・インサイ ト、データコレクション 版」のプログラム改修、 運用および解析プログラ ムの開発	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年8月4日	7,030,800	随意 契約	原契約相手方の(株)NTTデータ は、平成15年度において企画競争 により決定した業者である。今回の 改訂は現在運用されているプログラ ムの一部改修であり、また、解析プ ログラムの開発についても、データ 部分の改修と連動して行われること が前提条件である。そこで、「キャ リア・インサイト、データコレク ション版」の開発を実施し、システ ムの機能や構造を熟知している同社 に委託することが、効率的であるた め。(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	企画競争を実施 (20年度契約から)		
20	株式会社エヌ・ ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3- 3-3	「キャリア・インサイ トMC(Mid Career)」のプ ログラム改修	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年8月4日	8,541,750	随意 契約	平成16年度に企画競争により決定し た業者である。キャリア・インサイ トMC(Mid Career)版のプロトタイプ を開発を行ったことからシステムの 機能や構造を熟知しており、プログ ラム改修について効率的に実施でき るため。(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	企画競争を実施 (20年度契約から)		
21	株式会社エヌ・ ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3- 3-3	システム開発の継続につ いて - 総合的な職業情報 データベースの開発に係 る研究(総合プロジェ クト研究)の業務委託	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年9月12日	58,309,125	随意契約	原契約者の(株)NTTデータは、 平成14年度において企画競争により 決定された業者である。今回の開発 は、システムの継続的な増補、開発 であり、複雑で膨大なシステムの構 造・特性を熟知し、既存システムと の整合性をとり、細かい部分まで不 具合無くシステムを継続開発し完成 させるには、同社に開発を委託する ことが効率的、経済的であるため。 (会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	企画競争を実施 (19年度契約から)		
22	株式会社エヌ・ ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3- 3-3	職業相談・職業紹介逐語 記録作成・解析システ ムの改訂	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年11月20日	2,163,000	随意 契約	原契約相手方の株式会社NTT データは、平成16年度において企 画競争により決定した業者である。 今回の改訂作業は、職業相談の逐 語記録の解析結果から得られた知見 から、既存のシステムをもとに発話 分類に関する基準の修正を行うもの である。平成16年度にプロトタイ プ版「職業相談・職業紹介逐語記 録作成・解析システム」の開発を担 当し、プログラムの内部構造につい て詳しい同社が改訂を担当すること が経済的・効率的である為。(会計 規程第41条第4項)	見直しの余地あり	企画競争を実施 (20年度契約から)		
23	株式会社デュオシ テムズ 東京都千代 田区霞が関3-2-5 霞ヶ関ビルディング17 階	CIO補佐官の選定	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	4,158,000	企画競争	企画競争による決定 (会計規程第41条第4項)	その他	企画競争を実施 (継続)		

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
24	株式会社バイブド ビッツ 住所 東京都港区元赤坂1- 1-7赤坂モータビル 2F	メールマガジン配信サービスの利用契約	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,228,500	随意 契約	顧客名簿管理を含むメールマガジン 配信サービスの利用について初期設 定費用が必要ないこと。また、個人 情報保護を扱う業者を毎年変更する ことは管理上望ましくないため(会 計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札に移行 (20年度契約から)		
25	株式会社プレント 東京都大田区平和島 6-1-1 東京流通セ ンターB棟6F	平成18年度第7回労働政 策フォーラムの開催に係 るパソコンレンタル	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成19年3月16日	998,550	随意 契約	㈱プレントは、会場業者(学術総合 センター)の指定業者である為。な お、参考として他業者から見積書を 徴収したところ、同社の方が廉価で あるため。(会計規程第41条第4 項)	その他	19年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
26	株式会社リコー 東 京都大田区中馬込1- 3-6	労働大学校研修部門の複 写機等(imagio Neo355・353・603)の保 守	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	2,475,000	随意 契約	当該機械の製造元であるため (会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札に移行 (20年度契約から)		
27	株式会社リコー 東 京都大田区中馬込1- 3-6	複写機等の賃貸借及び保 守(Imagio Neo 752)	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,434,000	随意 契約	平成16年度見積り合せにより選定し た業者であり、3年間の継続使用を 前提に料金設定(レンタル)されて いるため(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札に移行 (20年度契約から)		
28	株式会社リコー 東 京都大田区中馬込1- 3-6	複写機等の賃貸借及び保 守(Imagio Neo C325F 75)	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	4,134,000	随意 契約	株式会社リコーは、平成15年度見積 り合せにより選定した業者であり、 3年間の継続使用を前提に料金設定 (レンタル)されているため(会計 規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札に移行 (20年度契約から)		
29	株式会社リコー 東 京都大田区中馬込1-3-6	複写機等の賃貸借及び保 守(Imagio Neo 1050Pro)	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	7,956,300	随意 契約	株式会社リコーは、平成16年度一般 競争入札により選定した業者であり、3 年間の継続使用を前提に料金設定(レ ンタル)されているため(会計規程第41 条第4項)	見直しの余地あり	競争入札に移行 (20年度契約から)		
30	株式会社リコー 東 京都大田区中馬込1-3-6	平成18年度複合機(モノ 複合機 リコー ImagioNeo602他)の保守	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	10,710,000	随意 契約	株式会社リコーは、当該機械の製造 元であるため(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札に移行 (20年度契約から)		
31	株式会社リコー 東 京都大田区中馬込1-3-6	平成18年度複合機(モノ 複合機 リコー ImagioNeo602他)の賃貸借	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	5,929,560	随意 契約	株式会社リコーは、平成16年度一般 競争入札により選定した業者であり、3 年間の継続使用を前提に料金設定(レ ンタル)されているため(会計規程第41 条第4項)	見直しの余地あり	競争入札に移行 (20年度契約から)		

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由(具 体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
32	株式会社紀伊國屋書 店 東京都渋谷区東 3-13-11	平成18年度洋雑誌の定期 購読(紀伊國屋)	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	11,658,281	随意 契約	外国雑誌は、迅速かつ着実な納本 を得るためには複雑な発注、納品管理 に精通した専門の取り扱い書店に継続 して購読手続きを依頼することが安定 供給のために望ましいこと。また、外 国雑誌の版元に年間購読料を前払い することで、契約が成立し配本を受け ることができるため、当方が事前に申 込みをし、継続して購読することを前提 に書店が立替で外国の版元に入金をし 年間購読の確保をしていること。外 国雑誌は往々にして欠号が生じたり破 損が起きたり事故が起こりやすく安定 した雑誌の供給を確保するために、ク レーム対応など納品管理が重要であり、 この場合外国に現地事務所を配し ている業者はより対応しやすいこと。 雑誌によっては、株式会社紀伊國屋が 日本での総代理店となっている雑誌も あり、同社以外だと取り扱い不可とい う雑誌もあり、学術雑誌の中には高額で 日本での受入の少ないものなどもある ため取り扱い業者も限られること。外 国雑誌の購読では納本後のアフターケ アも含めた安定供給を要し、このこと はある程度の購入実績期間を経て、外 国の版元と同社の間に構築された信 頼関係をもって成立するため(会計規 程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札を実施 (19年1月契約から)		単価 契約
33	株式会社共同通信社 東京都港区東新橋1- 7-1	共同通信専用端末の使用 及び掲載情報の再利用	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	6,300,000	随意 契約	株式会社共同通信社は、国内外の ニュースを網羅的に取り扱う最大規模 の配信サービス業者で、全国の新聞 社、放送局に記事を提供している実績 があり、労働行政、労使の動き、判例 情報、人事労務管理情報を豊富、頻繁 に配信していること。現在のメール マガジン等の内容を維持するために は、同通信のニュースを参照する必要 があること。また、サービスの利用に あたっては閲覧用端末の設置、回線敷 設の作業が新たに発生することから、 同通信を継続して利用の方が効率的 であるため(会計規程第41条第4項)	その他	競争入札を実施 (19年度契約から)		
34	株式会社三菱総合研 究所 東京都千代田 区大手町2-3-6	労働力需給の推計作業の 委託	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年6月29日	12,058,698	随意 契約	労働力需給の推計作業は、16年度 以前において厚生労働省が十数年に わたって行ってきた'労働力需給推計 モデル構築・推計作業'を当初引き継 いだものであり、株式会社三菱総合研 究所は、当初において厚生労働省が 行ってきた'労働力需給推計モデル構 築・推計作業'を実施してきたところ である。また、今回実施する推計は、 平成16年度、平成17年度に同社が実 施した推計結果を基に引き続き当機構 が研究を行うものであり、過去に実施 した推計作業の成果とノウハウを前提 として推計作業を行うことが不可欠 であることから、同社に継続して委託 の方が経費面及び作業面から効率的 であるため(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行 (20年度契約から)		

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由(具 体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
35	株式会社山下設計 東京都中央区日本橋 小網町6-1	平成18年度上石神井事務 所内施設・設備の改修工 事に係る設計及び監理の 委託	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年6月1日	2,100,000	随意 契約	株式会社山下設計は、平成14年度の 当機構の移転に伴う改修工事及び平 成15年度の新築工事並びに平成16、 17年度の施設設備改修工事の設計・ 監理を担当しており、当機構施設の 内容に熟知しその実績も優良である とともに、設計図書をマイクロフィ ルム等で保管し、他の業者に委託す るよりも経費面及び作業効率面にお いても有利であるため(会計規程第 41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札に移行 (20年度契約から)		
36	株式会社石本建築事 務所 東京都千代田 区九段南4-6-12	労働大学校内アスベスト除 去及び補修工事に係る設 計監理業務の委託	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	5,827,500	随意 契約	株式会社石本建築事務所は、労働大 学校建設時の設計監理業務を請け 負った業者であり、同大学各校施設の 現況を正確に把握、結果も良好であっ た。また、今回の工事はアスベスト除去 という特異な工事であり、健康にかか る安全面を考慮し、同建築事務所は実 績面で進行監理の的確度・信頼度が 高いため(会計規程第41条第4項)	その他	19年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
37	株式会社石本建築事 務所 東京都千代田 区九段南4-6-12	労働大学校内施設定期改 修・補修工事に係る設計 監理業務委託	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年12月8日	1,732,500	随意 契約	株式会社石本建築事務所は、当労働 大学校の建設時に設計監理を担当 し、現況を正確に把握し、基礎デー タも保有していることから経費面でも 経済的である為。(会計規程第41条 第4項)	見直しの余地あ り	競争入札に移行 (20年度契約から)		
38	株式会社第一印刷所 東京本部 東京都台 東区根岸2-14-18第 一根岸ビル	平成18年度バーチャル フォーラム(eフォー ラム)に関する業務委託	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	3,225,600	随意 契約	バーチャル・フォーラム(eフォー ラム)事業については、平成15年度 に企画競争の結果、株式会社第一印 刷所東京本部に決定されたこと。ま た、バーチャル・フォーラム(e フォーラム)の運営を同社に委託す ることにより、この企画提案に基づ いて引き続きシステムを運営するこ とができるため(会計規程第41条第 4項)	見直しの余地あ り	企画競争を実施 (20年度契約から)		
39	株式会社日本マイク ロニクス	自己理解ツール集のため のプログラム改修と開発	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年9月1日	4,437,300	随意 契約	原契約者の(株)日本マイクロニクス は、平成17年度に一般競争入札に より決定した業者である。同社は、 本研究の試行実験のためのプログラ ム(作動記憶と短期記憶)を作成し、 プログラムの機能や構造(実験の手 続き、変数、データの処理など)を 熟知している。今回のプログラム改 修は、当該実験プログラムを中心と して、実用に供するための教示、結 果の処理と評価、および被験者への フィードバックについて改修するも のであり、開発する追加プログラム (管理機能行動目録、心の硬さ尺度) は、これら既存のプログラムと一体 となって実施されることを前提条件 としている。したがって、プログラ ムを開発した同社に開発を委託す ることが効率的、経済的であるため。 (会計規程第41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札若しくは企画競争に移行 (次回改定の必要が生じた契約年度から)		

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由(具 体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
40	丸善株式会社 東京 都中央区日本橋3-9- 2	平成18年度洋雑誌の定期 購読(丸善)	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	4,259,640	随意 契約	外国雑誌は、迅速かつ着実な納本 を得るためには複雑な発注、納品管 理に精通した専門の取り扱い書店に 継続して購読手続きを依頼すること が安定供給のために望ましいこと。 外国雑誌は年間購読料を前払いす ることで、契約が成立し配本を受け ることができるためには、事前に申 込みをしないと入手困難になること から当方が継続して購読すること を前提に書店が代替で外国のそれぞ れの雑誌の版元に入金をし年間購読 の確保をしていること。外国雑誌 は往々にして欠号が生じたり破損が 起きたり事故が起こりやすく安定し た雑誌の供給を確保するために、ク レーム対応など納品管理が重要であ り、この場合外国に現地事務所を配 している業者はより対応しやすいこ と。雑誌によっては、特定業者が 日本での総代理店となっている場合 もあり、特定書店以外だと取り扱い 不可という雑誌もあり、学術雑誌の 中には高額で日本での受入の少ない ものなどもあるため取り扱い業者も 限られること。外国雑誌の購読で は納本後のアフターケアも含めた 安定供給を要し、このことはある程 度の購入実績期間を経て、外国の版 元と書店の間に構築された信頼関係 をもって成立するため(会計規程第 41条第4項)	その他	競争入札を実施 (19年1月契約から)		単価 契約
41	松本寝具株式会社 東京都江東区南砂 5-15-11	寝具等(ウォッシュブル 抗菌掛布団)の賃貸借	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,455,300	随意 契約	松本寝具株式会社は、平成17年度 一般競争入札により決定した業者で あり、落札単価が3年リース単価で あるため(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札に移行 (リース期間満了後の20年度契約から)		
42	大同生命保険株式会 社 東京都中央区日 本橋2-7-4	霞ヶ関連絡事務所 賃貸借契約(更新)	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	45,919,428	随意 契約	賃貸借契約の更新のため(会計規程 第41条第4項)	見直しの余地あ り	公募を実施 (21年度契約から)		
43	第一リース株式会社 東京都港区赤坂8-4- 14 青山カブレイズ 2F	出版物販売管理システムの賃 貸借(IBM AS400)	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,572,288	随意 契約	リース契約のため(会計規程第41条 第4項)	見直しの余地あ り	競争入札に移行 (再リース満了後の契約から)		
44	朝日新聞サービスア ンカーASA上石神 井 東京都練馬区上 石神井1-41-1	平成18年度新聞・刊行 物(朝日新聞サービ スアンカー)の購読	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	2,853,912	随意 契約	朝日新聞サービスアンカーASA上 石神井は、供給元代理店であるため (会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		10
45	東京官書普及株式会 社 東京都千代田区 神田錦町1-2	平成18年度官庁資料等 刊行物の定期購入	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	2,961,247	随意 契約	官庁資料等刊行物は、毎年1回ま たは隔年、あるいはイレギュラーに 巻次を追って刊行される逐次刊行物 の継続購読資料である。全て刊行さ れた時点にならないと価格が定まら ないため、事前に価格を予定できな いため。(会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		10

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由(具 体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
46	東京官書普及株式会 社 東京都千代田区 神田錦町1-2	(独)労働政策研究・研修 機構平成17事業年度決 算等の官報への公告	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年9月26日	2,608,038	随意 契約	官報の独占発行業者 (会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		6
47	東京洋書株式会社 東京都中央区銀座1- 20-7第一滝口ビル	平成18年度新聞・雑誌の 定期購読(東京洋書)	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	2,892,988	随意 契約	幅広い国・地域に渡る洋書等を 購入するに際しては、取り扱い業者 を一社に集約し統一的管理を行うの が業務の効率上望ましいこと。 洋書は年単位で契約するという特殊 事情から、毎年1月に購読を開始・ 更新する洋書等の一部は、前年度の 平成17年4月から平成18年3月31日ま での契約に含まれ、既に東京洋書株 式会社と年間契約を結んでおり、平 成18年1月以降1年間の購読は、同 社への更新を前提とせざるを得ない こと。 外国雑誌は往々にして欠 号が生じたり、破損が起きたり事故 が起こりやすく、安定した雑誌の供 給を確保するためにクレーム対応な ど納品管理が重要であるため、迅速 かつ確実な発注、納品管理に精通し た同社に引き続いて購読手続きを依 頼ことが安定供給につながること。 雑誌によっては、同社が日本での 総代理店となっている場合もあり、 同社以外だと取り扱い不可という雑 誌もある。更に学術雑誌の中には高 額で日本での受入の少ないものなど もあり、これらの理由で取り扱い業 者も限られること。 外国雑誌の 購読は納本後のアフターケアも含 めた安定供給を要し、このことはあ る程度の購入実績期間を経て、外国 の版元と同社の間に構築された信頼 関係をもって成立するため(会計規 程第41条第4項)	その他	競争入札を実施 (19年度契約から)		単価 契約
48	日経メディアマーケ ティング株式会社 東京都千代田区内神 田2-3-4国際興業神 田ビル9階	日経NEEDSのCD- ROM購入	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年11月24日	1,968,750	随意 契約	発売元である為 (会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		10
49	富士ゼロックス株式 会社 東京都港区六 本木3-1-1 六本木 ティキューブ 10F	平成18年度コピー機(加 複合機ゼロックス DCCf450)の保守	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	4,032,000	随意 契約	当該機械の製造元であるため(会計 規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札に移行 (20年度契約から)		
50	富士テレコム株式会 社 東京都板橋区板 橋1-53-2 TM21ビル	Webサーバー等の保守	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	3,132,228	随意 契約	当該サーバ等の動作に関する技術・ 設定数値は富士テレコム株式会社独 自のものであり、他社に委託するこ とは技術的に不可能であるため(会 計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行 (準備期間を経たのち22年度契約から)		
51	富士通株式会社 東 京都港区東新橋1-5- 2 夕留シティセンタービル	平成18年度LAN配線及び 周辺機器の保守	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,519,560	随意 契約	LAN機器類について富士通株式会 社の製品を使用しており当該保守作 業については同社以外では実施でき ないこと。また、同社は機構のLAN 設計・監理のノウハウについて熟 知しているため(会計規程第41条第 4項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行 (準備期間を経たのち22年度契約から)		

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由(具 体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
52	富士通株式会社 東 京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンタービル	平成18年度下流システム 運用保守の委託	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	13,982,976	随意 契約	富士通株式会社は、機構の基幹シス テム(LAN、サーバ、パソコン、テーパ ー、ウェブサーバ等)の構築業者であり、現在、 業務上使用しているサーバ・パソコンの開 発元で、構成・性質及び特性を熟知し ているため(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札若しくは企画競争に移行 (準備期間を経たのち22年度契約から)		
53	富士通株式会社 東 京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンタービル	平成18年度上流システム 障害対応業務等の外部委 託	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	8,302,392	随意 契約	富士通株式会社は、上流システムの 構築会社であり、同システムの構成及 び特性を熟知しているため(会計規程 第41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札若しくは企画競争に移行 (準備期間を経たのち22年度契約から)		
54	富士通株式会社 東 京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンタービル	平成18年度上流システム 運用保守業務(常駐管理) の外部委託	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	13,880,160	随意 契約	富士通株式会社は、上流システムの 構築会社であり、同システムの構成及 び特性を熟知しているため(会計規程 第41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札若しくは企画競争に移行 (準備期間を経たのち22年度契約から)		
55	富士通株式会社 東 京都港区東新橋1-5- 2 汐留シティセンタービル	データベースサーバ等の 保守契約の更新	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年6月30日	2,068,605	随意 契約	再リース契約のため (会計規程第41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札若しくは企画競争に移行 (再リース満了後の契約から)		
56	富士通株式会社 東 京都港区東新橋1-5- 2 汐留シティセンタービル	労働統計データベース改 修	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成19年1月22日	5,612,040	随意 契約	富士通株式会社は、平成7年度にお いて企画競争により決定した業者で ある。労働統計データベースの労 働力調査案件については、労働統計 データベースシステムを開発し、労 働力調査プログラムを作成した業者 であること。労働統計データベー スの雇用動向調査については、労働 統計データベースシステムの開発及 び雇用動向調査データの作成並びに システム開発後の数次の改修、プロ グラム作成を担当した業者であるこ と。労働統計データベースの毎月 勤労統計調査については、労働統計 データベースシステムの開発及び毎 月勤労統計調査データの作成並びに システム開発後の数次の改修作業、 プログラムを作成担当した業者であ ること。なお、同社はシステムの保 守業者でもあること。以上から、同 社以外業務を実施することが出来な い。(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札若しくは企画競争に移行 (準備期間を経たのち22年度契約から)		
57	富士通株式会社 東 京都港区東新橋1-5- 2 汐留シティセンタービル	サーバ機器の機構ネット ワークシステムへの接続 作業、データベースシ ステム移行作業等(パー ジョンアップ・影響調 査)の外部委託	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成19年3月6日	3,641,400	随意 契約	作業対象であるサーバ機器に搭載さ れているプログラムの開発業者であ り、他社では移行・設定作業および 動作確認作業が不可能である為(会 計規程第41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札若しくは企画競争に移行 (次回業務の必要が生じた契約年度から)		
58	文唱堂印刷株式会社 東京都千代田区神田 佐久間町3-37	「2007年版 労働関係法 規集」の印刷	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成19年1月17日	3,727,500	随意 契約	本文の大半の内容(法令)は昨年版 と同一であることと、改正は主と して昨年版の内容からの修正であるこ と等から、昨年版の業者が版權を所 有する版下データを使用すること で、編集期間の短縮や印刷経費の節 約並びに校正作業の正確性を確保す ることができるため。(会計規程第 41条第4項)	見直しの余地あ り	競争入札に移行 (20年度契約から)		

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由(具 体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
59	東京電力株式会社 東京都千代田区内幸 町1-1-3	電気の利用	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	22,172,515	随意 契約	電気事業法第2条第1項第10号に規程 する電気事業者であるため。(会計 規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
60	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5- 20	ガスの利用	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	4,905,319	随意 契約	需要に適合した供給を行える事業者 が特定されており価格競争による契 約相手方の選定を許さないため。 (会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
61	東日本電信電話株式 会社 東京都新宿区 西新宿3-19-2	電話の利用	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	9,859,440	随意 契約	需要に適合した供給を行える事業者 が特定されており価格競争による契 約相手方の選定を許さないため。 (会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
62	エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ 株式会社	電話の利用	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	4,801,899	随意 契約	需要に適合した供給を行える事業者 が特定されており価格競争による契 約相手方の選定を許さないため。 (会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
63	東京都水道局 東京 都新宿区西新宿2-8- 1	水道の利用	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	4,179,039	随意 契約	需要に適合した供給を行える事業者 が特定されており価格競争による契 約相手方の選定を許さないため。 (会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
64	朝霞市水道部 埼玉 県朝霞市本町1-1-1	水道の利用	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	3,844,168	随意 契約	需要に適合した供給を行える事業者 が特定されており価格競争による契 約相手方の選定を許さないため。 (会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
65	日本郵政公社 東京 都千代田区霞ヶ関1- 3-2	後納郵便の利用	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	5,614,535	随意 契約	郵便法による独占事業者のため(会 計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	9	
合計					408,783,576						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」